

一般名処方に関するお知らせ

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進と医薬品の安定供給のため、一般名処方を行っています。

1. 一般名処方とは

一般名処方とはお薬の商品名ではなく、有効成分の名前で処方箋を記載することです。これにより、院外薬局で様々なメーカーの医薬品を選択できます。

2. 一般名処方のメリット

医薬品が不足した場合でも、同じ成分の別のお薬を院外薬局で受け取りやすくなります。

3. 患者様へのお願い

- 院外薬局で「先発医薬品」か「後発医薬品」を選択できます。
- 2024年10月以降、患者様のご希望で先発医薬品を選択した場合、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として自己負担となる場合があります。

※ 医学的理由で一般名処方ができない場合もございますので予めご承知おきください。

東京医科大学病院 病院長

(2026年6月 一般名処方加算に係る施設基準による掲示)